

農業委員会だより

令和元年5月 第58号(年2回発行) 編集・発行：板橋区農業委員会 電話 3938-5114

～生産緑地の貸借が可能になりました～

平成30年9月1日、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」）が施行されました。また、円滑化法の施行にあわせて、生産緑地法施行規則と相続税納税猶予制度が改正され、生産緑地を借りて経営規模を拡大することや、ご自身では営農が困難になってきた方が生産緑地を残したい場合に、農地を貸すことが可能になりました。

新しい仕組みは、次の3つのメリットを備えています。

①農地を貸しても期限が来たら返却されます

これまでの農地法による賃貸借は、契約期間が満了しても法定更新制度が適用されました。農地は一度貸したら返ってこないと言われてきた理由です。新しい仕組みを使うと、賃借期間が終了すれば必ず所有者に返還されます。（再更新も可能です）

②農地を貸しても相続税納税猶予が継続されます

相続税納税猶予の適用を受けている生産緑地を貸すと、納税猶予が打ち切れ、遡って相続税の本税と利子税を払う必要があります。

しかし、新しい仕組みで貸借すれば相続税納税猶予は継続されます。また、貸している間に相続があった場合に、新たに相続税納税猶予の適用を受けることもできます。

③一定の関与があれば主たる従事者証明は発行されます

生産緑地は貸借すると主たる従事者証明が発行されなくなり、買取申出ができませんでした。新しい仕組みで貸借すると、借受人の事業計画に一定の関与（生産緑地縁辺部の見回り・除草、周辺住民からの相談等の受付・対応など）があれば、農地を貸していても主たる従事者として認められます。

詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

都市農業振興イベント開催予定

5月7日	茶摘み体験
5月10～12日	春の植木市
5月20～24日	さつきフェスティバル
6月22～27日	農業収穫体験 (じゃがいも)
10月上旬	秋の植木市
11月9日	農業収穫体験 (大根、人参)
11月9、10日	板橋農業まつり
令和2年1月7日	新春七草がゆの集い

昨年のさつきフェスティバルの様子



相続時等の届出

相続などで、農地法の手続きを経ないで農地の権利（所有権等）を取得した方は、農地法の規定に基づきその旨を農業委員会に届け出てください。届出の期間は、概ね権利を取得してから10か月以内とされています。提出書類等、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

区民農園用地を探しています

区民農園は、毎年募集区画を上回る申込みがあり、抽選を行うほど、人気のある事業になっています。このため板橋区では、区民農園の新規開設に向けて、借用可能な農地を探しています。

また、円滑化法の施行により、生産緑地もお借りできるようになりましたので、詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

今年度新規開園した徳丸四丁目第2農園の様子



農地利用状況調査

板橋区農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地の良好な肥培管理をめざし、毎年**農地利用状況調査**を実施しています。今年の調査は**10月下旬**に実施する予定です。

農業者年金加入で大きなメリットを！

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金です。支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、また、保険料の助成を受けられる方もいます。

農業者年金の加入については、農業委員会事務局までお問い合わせください。



板橋区都市型農業振興・農地保全 推進事業費補助金のご案内

板橋区では、下記の補助事業を実施しております。詳しくは、赤塚支所都市農業係にお問い合わせください。
※毎年度予算の範囲内での事業となります。

●名称

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金

●交付対象事業

- ①農業用ハウス施設の設置・補修、ハウス施設のボイラー設備の設置・補修経費
- ②耕運機・トラクターなど、大型農機具の購入のための経費
- ③直売所施設や野菜無人販売機などの設置のための経費
- ④農業振興又は農地保全のための、土留め工や水道施設などの設備にかかる経費
- ⑤「板橋区民農園」の整備（整地・土留め・外柵設置・上下水道工事など）の経費

●交付対象者

- ①～④ 区内在住で、区内に所有する農地が5アール以上で、本人又はその世帯員が耕作する方（5アール未満でも、区の農業振興事業や農産物直売などで3年以上の活動実績がある方は対象）
- ⑤ 区内に土地を所有し、板橋区民農園の次年度の開園に向けて、区との協議が整った方

●補助率＝総事業経費の3分の1

●補助額上限＝①～④は50万円、⑤は100万円（※パイプハウスの新規設置は100万円）

生産緑地の追加指定

板橋区では、生産緑地の追加指定に取り組んでおり、現在では約10ヘクタールの農地が生産緑地に指定されています。生産緑地の指定を受けると、行為制限や農地の維持管理義務が発生する代わりに、**固定資産税等の優遇措置**が受けられます。

追加指定については、地域の農業委員又は農業委員会事務局までご連絡ください。

【指定対象となる農地】

面積**300㎡以上**の良好に耕作されている農地で、法定要件及び区の指定基準に該当するもの。

【追加指定に関する今後の予定】

5月中～下旬	個別相談・現地調査
6月中旬～下旬	候補地の決定 候補地の申請受付
7月上旬～	都市計画手続き
11月上旬	都市計画審議会の開催

特定生産緑地について

《 生産緑地をお持ちの方へ 》

特定生産緑地制度（平成30年4月1日施行）は、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を所有者が自らの意思により10年延長する制度です。

区では、平成31年4月より特定生産緑地の指定受付を開始しています。

なお、平成4年と平成5年に指定された生産緑地をお持ちの方には、個別にご案内をさせていただいております。

**第60回東京都農業委員会・農業者大会
～企業的農業経営顕彰・農業功労者感謝状～**

平成31年2月22日にKOTORIホール（昭島市民会館）において、第60回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。

大会では、国に対しての、東京農業の確立に関する要望、都市農業の振興と都市農地保全に関する要望と、農業委員会活動の積極的推薦に関する決議について協議され、全会一致で採択されました。

また、同大会の中で、顕彰・表彰の授賞式も行われ、板橋区からは次の方々を受賞されました。おめでとうございます。

▼第58回企業的農業経営顕彰

（東京都農業会議会長賞）

木村 博之 さん

▼平成30年度農業功労者感謝状

稲垣 和男 さん



▲前列左から、山口委員、木村 博之さん、田中 喜一郎会長、稲垣 和男さん、宮津事務局長
後列左から、吉田委員、福島委員、石井委員、春日委員、本橋委員、會田委員、榎本委員、染宮委員

**援農ボランティア制度が
始まります！！**

板橋区では、農家が農作業時の人手不足の際に、ボランティア(無償)としてお手伝いをしていただく「援農ボランティア事業」を開始します。

ボランティアの受入れを希望される方は、受入農家の登録をしていただき、区よりボランティアを紹介します。

【登録から受入れまでの流れ】

板橋区ホームページより、「受入農家登録申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、赤塚支所都市農業係までご提出ください。後日、区より「援農ボランティア登録通知書」を郵送し、登録完了となります。

ボランティアの派遣を希望される際は、「援農ボランティア派遣申請書」をダウンロードし、赤塚支所都市農業係に郵送またはご持参ください。

区が受入農家とボランティアのマッチングを行います。

※「受入農家登録申請書」及び「援農ボランティア派遣申請書」につきましては、赤塚支所都市農業係の窓口にもございます。

詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

